

審理員となるべき者の名簿

行政不服審査法第17条の規定により、審理員となるべき者の名簿を公表する。
武蔵野市では、下記の職にある者の中から審理員を指名するものとする。

No.	審理員となるべき者
1	総合政策部企画調整課長
2	総合政策部企画調整課行政経営・自治推進担当課長
3	総合政策部資産活用課長
4	総務部総務課検査担当課長
5	総務部人事課長
6	総務部情報政策課長
7	財務部財政課長
8	財務部管財課長
9	財務部施設課長
10	財務部施設課保全計画推進担当課長
11	市民部多文化共生・交流課長
12	防災安全部安全対策課長
13	健康福祉部地域支援課長
14	都市整備部都市再生課長
15	都市整備部用地課長
16	会計課長
17	総務部総務課会計年度任用職員

※いずれも法令に特別の定めがある場合を除く。